

藤沢記者クラブ各位

藤沢市民病院 医療紛争に係る和解議案の提出について

この度、藤沢市議会12月定例会初日（12月2日）に、藤沢市民病院における医療紛争に係る「和解について」の議案を提出しますのでご報告いたします。

1 和解金額

2,106万9,055円

2 相手方

藤沢市在住、50歳代、男性

3 案件の概要

2021年（令和3年）3月に藤沢市民病院での手術後に合併症を発症しました。術後の一般的な疼痛との判別が困難であったため、疼痛の訴えから処置までに長時間かかったことにより、手術の合併症に起因する、日常生活に支障のある後遺障害が残ったものです。

治療終了後、双方とも代理人弁護士を通じて、医療ADR（裁判外紛争解決手続き）において、医療紛争の経験豊富な3名の弁護士のあっせん、仲裁手続きにより、話し合いを行ってまいりました。

その結果、早期に合併症の発症に気付くことによって後遺障害が一定程度軽減できた可能性があったことや、術後1年半時点の当院の診断による障害等級は9級を認定していることをふまえ、本件による和解金額を2,106万9,055円とする協議が整ったため、藤沢市議会12月定例会に「和解について」の議案を提出するものです。

市民病院では、日頃から、医療を行うに当たり、常に細心の注意を払うよう喚起しているところですが、このような案件が発生しないよう、今後より一層の努力をしてまいります。

4 患者プライバシー保護について

医療ADRが非公開の取扱いであることや和解契約の定めにより、大変恐れ入りますが、詳細な内容等の公表は差し控えさせていただきます。

報道にあたりましては、患者さんの情報の取扱いにご配慮くださいますようお願いいたします。

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市民病院 医療安全管理部
医療安全管理室 担当：吉本・齋藤
電話：0466(25)3111
病院内線：6570・6813